

令和2年(ハ)第44331号損害賠償請求事件

決 定

原 告 山 本 眞 理  
被 告 関 口 明 彦  
同 桐 原 尚 之  
同 山 田 悠 平

上記当事者間の標記の事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を東京地方裁判所に移送する。

理 由

本件は、原告が被告らに対し、平成30年6月頃に原告と被告らとの間で取り交わした「確認書」に基づき、被告らが同確認書に定めた「全国『精神病』者集団」の名称を使用しないとする義務に違反したとして、債務不履行による損害賠償請求と共同不法行為による損害賠償請求とを選択的併合として求める事案であるところ、被告らは、「確認書」の内容について争う旨の主張をしており、「確認書」の締結に至る経緯等を含め、今後さらに主張整理及び関係者の人証調べを要する可能性があると認められる。

上記のような審理の見込みを踏まえると、本件は、事案が複雑であり、簡易な手続により迅速に紛争を解決すべき簡易裁判所における審理にはなじまないものと認められ、地方裁判所において審理するのが相当である。

よって、民事訴訟法第18条に基づき、職権で、主文のとおり決定する。

令和3年5月11日

東京簡易裁判所民事第5室

裁 判 官 進 藤



これは 謄本 である。

令和3年5月11日

東京簡易裁判所民事第5室8係

裁判所書記官 金 丸 宗 弘

